

## 第2章 危険物等災害対策計画

### 第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡にあたっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

#### 1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

- (1) 事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

報告にあたっては、災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。

- (2) 必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

#### 2 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

##### (1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- ア 危険物施設の事故
- イ 無許可施設の事故
- ウ 危険物運搬中の事故

(例示)

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者を生じたもの
- (イ) 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- (ウ) 周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- (エ) 大規模タンクの火災、爆発または漏えい事故
- (オ) その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

## 第2節 活動体制の確立

町内において、危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害の拡大防止・応急対策を実施する機関として、必要に応じ災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

活動体制の確立手順については、第2編風水害対策(基本)編第2章第2節に準ずる。

## 第3節 広域応援活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第5節に準ずる。

## 第4節 災害の拡大防止活動

災害により危険物施設等が被害を受け、または危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

### 1 災害拡大防止措置

町及び消防団は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐために必要な措置をとる。

### 2 立入禁止区域の設定

危険物等が漏えい、流出または飛散した場合には、警察及び消防団と連携し、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

## 第5節 救助・救急及び消火活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第6節による他、以下によるものとする。

### 1 消火活動

消防団による消火活動にあたっては、危険物等の性状を十分考慮し、団員の安全確保に努める。

### 2 救助・救急活動

警察及び消防団は、救出・救助活動等にあたっては、被災者及び団員の安全確保に努める。

## 第6節 医療救護活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第7節に準ずる。

## 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第8節に準ずる。

## 第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。このため町は、県及び関係機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

### 1 河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講ずるため、迅速な対応に努める。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

### 2 交通規制等の実施

危険物等が大量に漏出、流出または飛散した場合には、警察等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

## 第9節 避難収容活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第9節による他、以下のとおりとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、おおむね次のとおりとする。

### 1 避難誘導

避難誘導を行うにあたっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。

なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

#### (1) 防災行政無線

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

#### (2) 広報車、パトカー及び携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器により、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

#### (3) ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、関係機関に対してヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

## 第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うことが大切である。

具体的な情報伝達活動については、第2編風水害対策(基本)編第2章第16節に準ずる。